

## 第3期

蒲郡市住環境整備促進事業費補助金のご案内

市内の業者を利用して行う

# 住宅リフォーム工事費の一部を補助します

この補助金は、市民の皆様の住環境の向上を目的として、市内の業者を利用して行う住宅及びその敷地内のリフォーム工事に対して、工事費の一部を補助します。

### ◆申請受付

受付期間 令和4年12月5日(月)～12月9日(金) 午前9時～午後5時

受付場所 市役所本館3階 304会議室

受付方法 受付時に抽選で、受付番号を決定します。決定した受付番号順に第3期の補助総額の範囲内で補助金を交付します。

※上記受付期間で補助総額に達しない場合は、12月19日(月)から引き続き建築住宅課の窓口で随時受付します。

### ◆補助金額

工事費(消費税除く)の20% 上限20万円です。

**第3期 補助総額 2,500万円**

※補助総額に達した時点で補助交付を終了します。

申請可能回数は、第1期・第2期を含め、一敷地1回、一人1回限りです。

### ◆対象者

補助の対象住宅の所有者または居住者で、市税の滞納がない方

### ◆対象住宅

蒲郡市内にある補助の対象者が自ら居住する住宅(賃貸物件は対象外)。店舗等併用住宅の場合は、居住部分のみが対象となります。

### ◆対象工事

市内の業者を利用して、住宅及びその敷地内で行われる住環境を整備する住宅リフォーム工事が対象です。(対象工事例は、裏面をご覧ください！)

※市内の業者とは…蒲郡市内に本社、本店がある法人または個人の施工業者です。

※令和5年8月末までに工事を完了してください。

### ◆申請手続き

以下の書類等をご準備の上、申請受付期間内に、受付窓口にご提出ください。

①交付申請書、②工事見積書の写し、③工事箇所がわかる図面等、④施工前の現場写真

※必ず工事を着工する前に申請をして、補助決定を受けてから工事着手してください。

※補助の決定には、受付期間終了後2週間程度かかります。

※蒲郡市の他の補助金等を受けている場合は申し出てください。

### ◆受付窓口

蒲郡市役所 本館3階 建築住宅課(電話 0533-66-1132)

# 【住宅リフォーム工事 補助対象工事例】



工事内容	対象	備考
新型コロナ感染症対策工事	○	製品代は対象外
屋根・外壁の葺き替え、張り替え、塗装	○	
床、壁、天井のクロス等の張り替え	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
雨樋の改修・設置	○	
窓・ガラスの交換（断熱改修など）	○	複層、網入、二重サッシ等
造り付け家具の設置	○	カウンター、棚、収納等の造作
畳替、カーペット敷込	○	畳表替含む
室内の建具等の交換	○	ドア、襖、障子等の交換
バリアフリー改修（手摺設置、段差解消、浴室、トイレ）	○	他の補助制度交付済みは対象外
浴室・ユニットバス・トイレ・洗面台の設置・改修	○	
システムキッチンの設置・改修	○	
暖房設備の設置	○	製品代は対象外
電気温水器の設置・取り替え	○	
省エネ対応工事	○	
換気扇（空調用、床下換気用等）の設置工事	○	
スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
併用住宅のうち居住部分の改修・増築工事	○	
下水道排水設備工事	○	公共下水道切替に伴う屋内及び敷地内の工事
合併浄化槽の設置のための工事	○	下水道処理区域内は対象外
火災警報装置、防犯装置等の設置	○	
家具の転倒防止器具の取付	○	
カーポート等の設置工事	○	製品代は対象外
その他一覧表に掲示のない工事	△	個別審査により決定
蒲郡市の他の補助金等の交付を受けて行っている工事	△	他の補助制度交付済みの経費は対象外

## 【補助金申請の流れ】

市へ補助金交付申請

審査

※補助金の決定には、  
受付期間終了後2週間  
程度かかります。

市が補助決定

※補助金の決定通知が届くまで、  
工事に着手しないでください。

リフォーム着工・完了

※工事完了後30日以内に実績  
報告書を提出してください。

市への実績報告

市へ補助金を請求

※代理受領制度（工事業者  
が補助金を受領する）が  
利用できます。

市が補助金を交付

